



29消安第5946号
平成30年2月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

農林水産大臣 齋藤



飼料の成分規格の改正に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する飼料の成分規格に係る下記の事項について、法第59条第1項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

飼料に含まれる農薬の成分である次の物質の成分規格を別紙のとおり改正することについて

- (1) イミダクロプリド
- (2) クロルプロファム
- (3) フェノブカルブ

(1) イミダクロプリド

飼料原料名	基準値 (mg/kg)	
	(残留の規制対象：イミダクロプリド (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
大麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
小麦	<u>0.2</u>	<u>0.05</u>
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
ライ麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
牧草	0.5	0.5

(2) クロルプロファム

飼料原料名	基準値 (mg/kg)	
	(残留の規制対象：クロルプロファム (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	<u>0.02</u>	(新設)
大麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>
小麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>
とうもろこし	0.05	0.05
ライ麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>

(3) フェノブカルブ

飼料原料名	基準値 (mg/kg)	
	(残留の規制対象：フェノブカルブ (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	(削る)	<u>0.3</u>
大麦	(削る)	<u>0.3</u>
小麦	0.3	0.3
とうもろこし	(削る)	<u>0.3</u>
マイロ	(削る)	<u>0.3</u>
ライ麦	(削る)	<u>0.3</u>

下線部は改正部分